



# Tax watch update

2010年2月

## Issue 1

はじめに.....	2
個人所得税 .....	2
法人所得税 .....	2
付加価値税 .....	3
関税.....	5
会計 .....	5
その他.....	6



## はじめに

Tax watch update の過去号と同様にして、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 個人所得税

### 個人所得税法に関する補足ガイダンス

財務省は 2010 年 1 月 11 日に Circular No. 02/2010/TT-BTC を発行し、Circular No. 84/2008/TT-BTC を補足しました。Circular 02 は勤労所得と事業所得に関する税金の定期・確定申告手続きのほか、税制上のいくつかの点を明確にしています。また、この Circular は不動産譲渡活動を巡る税務上の取り扱いに関する疑問をも払拭しています。

Circular 02 は 2010 年 2 月 24 日より発効し、不動産譲渡所得に適用されます。また、勤労所得と事業所得を得た居住者に関しては 2009 年課税年度を適用対象とします。

なお、詳細については Tax Alert の 2009 年 1 月 15 日号を参照ください。

## 法人所得税

### 2009 年に先立つ期間の預金利息と融資利息に適用される税率の決定（優遇措置の対象となる活動からの収益を認識していない場合）

2010 年 1 月 5 日付け Official Letter No.118/BTC-TCT によると、法人所得税上の優遇措置の適用対象となっている企業のうち、営業を開始しておらず、優遇措置の対象となる事業活動からの収益と課税所得を認識していない企業は、2004～2008 年課税年度に税制優遇措置を受けられません。そのため、この期間中の預金利息と融資利息からの所得は現行標準税率により課税され、また、法人所得税上の優遇措置（優遇税率のほか税金の免除・減免も含む）の適用期間を決定するときにこの期間を考慮に入れません。

### 2004～2006 年に上場した企業に適用される税制優遇措置の決定

税務局は 2010 年 1 月 14 日に Official Letter No. 148/TCT-PC を発行し、2004～2006 年に初めて上場した企業に適用される法人所得税上の優遇措置の決定を巡る問題を払拭しました。それによると、法人所得税の減免措置は上場年度から適用されます（この年度が引き続き法人所得税法に基づく法人所得税の免除・減免措置の対象となる場合にも適用されます）。しかしながら、Official Letter 11924/TC-CST と Official Letter 10997/BTC-CST に沿って法人所得税の 50%減免措置の決定を既の実施に移している企業は、本 Official Letter に基づく優遇措置を再決定する必要はありません。

## ゴルフ券およびゴルフ会員権の販売による課税売上高の決定

財務省は2010年1月13日にCircular 06/2010/TT-BTCを発行して法人所得税に関するCircular 130/2008/TT-BTCを修正し、上記活動による売上高の決定に関するガイドライン細則を定めました。それによると、ゴルフ事業からの売上高には課税年度中に発生した当日券および会員権の販売収益金が含まれます。しかし、数年前から前払いしているゴルフ券および会員権の販売に関しては、法人所得税の計算に用いる年間課税売上高は、実際の総収益金を割賦前払い回数で除した金額となります。

Circular 06 は署名日より発効し、2009年課税年度以降を適用対象とします。

## 海外投資を行うベトナム人投資家に適用される税務上の取り扱い

Tax Alert No. 12(2009年2月15日号)でも触れたCircular 草案に続き、財務省は2010年1月19日に海外投資を行うベトナム人投資家の税務に関するCircular 11/2010/TT-BTCを発行しました。このCircularは輸出入関税、付加価値税、法人所得税、個人所得税といった投資家の税務に関する施行ガイドライン細則を規定しています。海外投資を行うベトナム人投資家はこうした投資から得た所得に対し25%の税率を課税されますが、自らに代わって外国人投資家が直接または間接的に納付した税金(配当も含む)、あるいは投資先国の優遇措置や税金免除・減免の適用対象額については税額控除を認められます。しかし、税額控除の金額はベトナムの法人所得税規則に基づく支払い税額を上限とします。

Circular 11は財務省の2002年10月24日付けCircular 97/2002/TT-BTCに取って代わり、2010年3月5日より発効します。

## 2010年法人所得税納付期限の延長に関するDecision草案

Tax Alert No. 12(2009年12月15日号)でも触れたように、2010年法人所得税納付期限の延長と関連するDecision草案の策定が最終段階に入っています。それによると、四半期法人所得税の予備納付期限と2010年法人所得税の確定申告期限は税務管理法に基づく納付期限日から3ヶ月間延長されます。その結果、2010年確定申告額の最終納付期限は2011年6月30日となります。このDecisionは以下を適用対象とする見通しです。

- ▶ 2009年6月30日付けDecree 56/2009/ND-GPに基づく資本または雇用に関する要件を満たす中小企業の法人所得税。ただし、金融、銀行、保険、不動産、食品・飲料、ホテル、レストラン、カラオケの事業活動による所得税、および特別売上税の適用対象となる物品の生産・売買による所得税は除きます。
- ▶ Decision草案の付録に定められた縫製・繊維、皮革、フットウェアの製造・加工に付随する所得から計算した法人所得税額。

法人所得税納付期限の延長にあたり、前述の要件を満たす企業は会計・請求システム全般に関する規定を順守し、申告税務を登録する必要があります。

なお、Decisionが正式に発表されたときに最新情報をお届けいたします。

## 付加価値税

### 2008年に発行したVATインボイスの追加申告

2010年1月14日付けOfficial Letter No.143/TCT-CSによると、VATインボイスはインボイス発行日時時点で発効していた法規の適用対象となります。とりわけ、以下の点に注意する必要があります。

- ▶ 2008年に発行したインボイスの仮払VATは発行月から最大3ヶ月間にわたり控除申請の申告を認められません。

- ▶ 2009年に発行したインボイスの仮払 VAT 申告期限については2008年12月26日付け Circular No.129/2008/TT-BTC に従います。

## 破損資産の仮払 VAT の控除性

税務局の2010年1月18日付け Official Letter 196/TCT-CS によると、付加価値税の課税対象となる物品・役務の生産に用いる意図のあった未使用資材・物品の仮払 VAT は控除・還付を認められません。そのため、火災により消失した資産の仮払 VAT は仮払 VAT 控除申請の申告額から除外します。

## 証憑書類が統一企業法の規則に準拠していない仮払 VAT は控除不能

税務当局はこのほど、ほかの法分野に照らし合わせ、税金証憑書類の法令順守状況の審査を強化しました。とりわけ、税務局は2010年1月13日付け Official Letter 130/TCT-KK の中で2005年11月29日付け Law No. 60/2005/QH11(統一企業法)を参照しながら、VAT 還付目的の証憑書類の適法性を検討しています。それによると、別の株式会社の取締役を兼任する企業取締役が署名した書類は VAT 申告にあたって適法とはみなされません。それは統一企業法第116条の規定でこうした取締役職の兼任を認めていないからです。

## プロジェクトの点検および引渡しを過ぎてから発行したインボイスの仮払 VAT の控除性

税務局の2010年1月8日付け Official Letter 75/TCT-CS によると、引渡し部分を確定できなかったために建設作業の最終受理および引き渡しの時期を過ぎてからインボイスを発行した場合、下請け業者はインボイス発行時期に関する規則の違反につき処罰の対象となります。しかし、プロジェクト施主はこれに関わりなく、許容期限内であれば仮払 VAT の控除申請を認められます。

仮払 VAT の控除性に関しては、付加価値税について取り上げた2009年10月9日付け Tax Alert と月次税務アップデートをあわせて参照ください。



## 銀行振込に関する税額控除要件

ベトナム中央銀行発行の2009年11月17日付け Official Letter No.8990/NHNN-QLNH に基づき、税務局は2009年11月22日に当座預金口座からの銀行振込に関する Official Letter No.18002/BTC-TCT を公表しました。それによると、ベトナム企業からの物品購入に対する支払いを目的とした民間企業経営者または外国人の当座預金口座からの振込みは、輸出売買契約の中に該当条項を含めた場合に限り、銀行振込として取り扱われます。

一方、銀行振込を巡る同様の問題に言及している Circular 129/2008/TT-BTC によると、契約に明記していれば相殺決済も原則として銀行振込とみなされます。ベトナムの船舶主が収益(VAT 税率は0%)と費用(海外で発生し、かつ自らに代わって海外取引先が支出した費用)の相殺を実施するケースに関しては、財務省は2010年1月7日に発行した Official Letter 271/BTC-TCT の中で追加的なガイダンスを規定しています。それによると、こうした相殺は以下の諸条件を満たしている場合に銀行振込とみなされます。

- ▶ ベトナムの船舶主に代わり海外の運輸会社やリース当事者が実施する支払いは、国際輸送または船舶リースと関連している必要があり、契約に定めることとなります。
- ▶ 海外のリース当事者はベトナムの船舶主と海外運輸会社間のこうした代行支払いまたは差金決済の根拠となる証拠を保持している必要があります。
- ▶ 相殺後の差額(該当する場合)は銀行経由で決済します。



## 関税

### 一部製品に関する説明と優遇輸出入関税率の改定

財務省は 2009 年 12 月 25 日に Decision No.3291/QD-BTC を発行し、2009 年 11 月 12 日付け Circular No. 216/2009/TT-BTC に定めるサブグループ 25.01(純塩)、30.03(医薬品)、84.71(パソコンのプロセッサ)に属する一部品目の説明と税率を改定しました。

### 客観的事由から破損した加工契約および輸出用生産契約の資材、機械、設備を対象とした輸入関税と VAT の免除・減免

財務省の 2009 年 12 月 18 日付け Circular No. 237/2009/TT-BTC によると、加工契約および輸出用生産契約に基づいて輸入した資材、機械、設備のうち、不可抗力、火災、不慮の事故により破損したものは、以下の諸条件を満たしている場合、損失または使用価値に応じて輸入関税と付加価値税の免除・減免や不徴収の対象となります。

- (i) 通関手続きを完了し、かつ管轄当局が損害の原因と損失の比率を特定していること。
- (ii) 関係税関・税務当局が破損輸入品を点検し、ベトナム国内で消費していない、あるいは海外に輸出していない点を確認していること。



しかし、輸入した資材、機械、設備との関連で保険に加入し、かつ損害保険金を請求した企業は、上述した取り扱いの適用を受けられません。これに加え、この Circular では上記品目を対象とした輸入関税と付加価値税の免除・減免や不徴収の申請書類と手続きについても規定しています。

Circular 237 は署名日の 45 日後より発効しました。しかし、2007 年 7 月 1 日から Circular 237 の発効日の間に申告した輸入品は、ケース・バイ・ケースで引き続き税額免除・減免の検討対象となります。

## 会計

### 企業会計制度を修正・補足する規則

財務省は 2009 年 12 月 31 日に全産業および経済セクターの企業を適用対象とする Circular No. 244/2009/TT-BTC を新たに公布しました。その主な内容を以下に記しました。

- ▶ 輸出加工区、工業団地、ハイテク団地に進出した企業は年次財務諸表を進出団地の管理当局に提出します。
- ▶ ベトナム国内に恒久的施設を有する外国契約者は、会計法、ベトナム会計基準、およびベトナム会計システム (VAS) を順守する必要があります。VAS 全般または外国契約者源泉税のハイブリッド方式を適用している外国契約者は、ベトナム政府による税務管理目的のほか企業の内部要件に資するよう、VAS を順守しながら資産、負債、自己資本、売上高、費用、損益の有無を記録する適用勘定科目を選定します。財務諸表は所轄税務当局、所轄認可当局、および所轄統計当局に提出します。
- ▶ この Circular は科学技術開発基金や失業保険引当金等の会計上の取り扱いに関する新たなガイドラインをも規定しています。また、財務省の 2006 年 3 月 20 日付け Decision No. 15/2006/TT-BTC に基づき、試算表の一部項目を修正・補足しています。
- ▶ 会計通貨としての外貨使用基準や、これと関連する外国投資企業のその他報告義務を定めています。

Circular 244 は 2010 年 2 月 14 日より発効し、財務省の 2002 年 6 月 26 日付け Circular No. 55/2002/TT-BTC と 2004 年 12 月 22 日付け Circular No. 122/2004/TT-BTC に取って代わります。しかし、Circular 244 に定めのない事項については、引き続き Decision No. 15/2006/QD-BTC のほか、建設会社に適用される会計制度 (Decision No. 1864/1998/QD-BTC) に従います。

なお、この Circular の詳細については 2010 年 2 月 5 日付け Tax Alert を参照ください。

## その他

### 強制社会保険制度に関する補足ガイダンス

労働傷病兵社会福祉省は 2009 年 12 月 30 日付け Circular No. 41/2009/TT-BLDTBXH を発行し、2007 年 1 月 30 日付け Circular No. 03/2007/TT-BLDTBXH に基づく強制社会保険制度を改正しました。改正されたのは産休制度、職業病、労働災害手当、退職制度、および死亡給付に関する条項です。

この Circular は署名日の 45 日後より発効しました。ただし、2007 年 1 月 1 日から発効している一部の補足条項のほか、2008 年 1 月 1 日から発効している労働災害と職業病に関する条項は除外されます。

### 外国人労働者の雇用と管理に関する Decree No. 34/2008/ND-CP を修正・補足する Decree 草案

労働傷病兵社会福祉省は 2008 年 3 月 25 日付け Decree No. 34/2008/ND-CP を修正・補足する Decree 草案を政府に提出しました。この Decree では入札書類提出時に外国人労働者の職階別の年次使用計画策定を外国組織・企業に義務づけています。これに加え、外国人労働者の専門技術、およびプロジェクト施主と関係当局による外国人労働者管理・雇用規則の実施責任に関する条項も一部盛り込まれています。

この Decree は 2010 年 6 月 1 日より発効する見通しです。

### 天然資源税法に関する施行ガイドライン細則を規定した Decree 草案

政府はこのほど、天然資源税に関する Law No. 45/2009/QH12 第 5 条、第 6 条、およびその他内容の施行ガイドライン細則を規定した Decree 草案を発行しました。この Decree は国会常任委員会発行の天然資源関税表に定める課税天然資源量、課税価格、および天然資源毎の適用特定税率に基づいた課税評価額の決定方法を明確にしています。税金の免除と減免に関しては天然資源税法第 9 条に従います。

この Decree は 2010 年 7 月 1 日より発効する見通しです。また、政府発行の 2009 年 1 月 19 日付け Decree 05/2009/ND-CP に優先して適用されます。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

<b>ナム・グエン</b> <a href="mailto:Nam.Nguyen@vn.ey.com">Nam.Nguyen@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>フーン・ヴァー</b> <a href="mailto:Huong.Vu@vn.ey.com">Huong.Vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>カルロ・ナバロ</b> <a href="mailto:Carlo.Navarro@vn.ey.com">Carlo.Navarro@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>ジェフ・シー</b> <a href="mailto:Jeff.Sea@vn.ey.com">Jeff.Sea@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>セーラ・ジャップ</b> <a href="mailto:Sarah.Jubb@vn.ey.com">Sarah.Jubb@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>タイン・チュン・グエン</b> <a href="mailto:Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com">Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ニャン・フイン</b> <a href="mailto:Nhan.Huynh@vn.ey.com">Nhan.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ロネル・アセロン</b> <a href="mailto:Ronelle.Aceron@vn.ey.com">Ronelle.Aceron@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ティー・アイン・フイン</b> <a href="mailto:Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com">Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>チャン・ファム</b> <a href="mailto:Trang.Pham@vn.ey.com">Trang.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>テー・ジャー・トラン</b> <a href="mailto:The.Gia.Tran@vn.ey.com">The.Gia.Tran@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ホアン・ヴァー・ファン</b> <a href="mailto:Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com">Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>トウアン・ディン・ファム</b> <a href="mailto:Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com">Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000034

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)